

社会福祉 あきた

NO.
336
2016.1.31



【写真】
「南の池公園(大潟村)」

特集

P2 社会福祉法人に期待される地域貢献

- P6 社会福祉関係の政策要望に伴う意見交換を実施
～秋田県地域福祉推進委員会の取組み～
- P8 皆様の善意
- P10 職場紹介リレー
秋田県介護職応援Webサイトオープン
- P12 シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集

社会福祉法人に期待される地域貢献

現在、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が参議院にて審議中であり、成立すれば平成28年度から一部施行される見通しです。今回は、社会福祉法人の役割についてあらためて確認するとともに、社会福祉法人の地域貢献について県内の実践を紹介します。

社会福祉法人をめぐる状況と

期待される役割

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを主たる目的とし設立される法人」として、長年にわたり地域の福祉を支える主体として活躍してきました。

しかし、近年の社会情勢や地域社会の変化、社会福祉制度の充実や平成18年度の公益法人制度改革、近年の社会福祉法人に対する主な指摘（いわゆる内部留保、法人の私物化経営等）を背景とし、改めて社会福祉法人制度の今後のあり方や求められる方向性について、議論されてきております。

平成26年7月4日に提出された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書（以下「報告書」）では、社会福祉法人の今日的役割について、次のように述べられています。（一部抜粋、編集）

(1) 社会福祉制度のセーフ

ティーネットとしての役割

介護保険制度や障害者総合支援法などの諸制度が充実し、多様な経営主体が参画できるようになったことは福祉サービスが大きく進む原動力となったが、利用者の多様な生活上の困難の全てについて、これらの制度が対応しているわけではない。社会生活上の困難を抱える者は増加傾向にあり、こうした者に対する日常生活の見守りや権利擁護など、制度で提供されるサービスだけにとどまらない支援が必要となっている。

こうした支援については、地域や家族のつながりの希薄化により、家族や地域の助け合いが期待しにくい。また、制度上様々な経営主体の参入が可能となっているものの、過疎地等には事業者の参入がなく、制度に基づくサービスについても提供が困難となっている

場合がある。

このような社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズについて、組織的かつ継続的に取り組んでいく主体が必要とされている。

社会福祉法人は、これらへの対応として①地域包括ケアシステムの構築、②対応の難しい、ソーシャルワークの必要な人への対応、③新たなサービスの創造を積極的に行っていくなど、社会福祉制度と福祉サービスの提供主体、両方のセーフティーネットとしての役割を果たしていく必要がある。

(2) 措置事業を実施する役割

社会福祉制度は、時代とともに契約制度へと転換してきたが、現代では虐待や認知症の増加によって重篤な要保護児童や利用者が増加しており、措置の枠組みによる支援はさらに重要になっている。

措置事業を中心に実施する社会福祉法人については、法人の使命を明確にし、当該事業のサービスの質の向上を図るなど適切に実施したうえで、培ったノウハウを生かして多様な福祉ニーズに対応し

ていく役割が求められる。

措置事業は契約制度による事業のような自由度を確保することが難しい面があるが、法人の人的・物的資源の有効活用など、公益性を前提に、制度で対応しきれない福祉ニーズに対応していくといった主体的な変革は必要である。

(3) 地域における公的法人

としての役割の再認識

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる目的とし、その施設整備は、補助金や税制優遇といった公的投資もなされ、財産は最終的に国庫に帰属するものとなっている。このように社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であるため、社会福祉法人には自らの資源を生かし、まちづくりの中核的役割を担う事業運営が求められる。

社会福祉法人はその公的な性格を再認識し、中核的役割を果たせるよう、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給率を長期加入者に配慮したものに引き直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日）

【図1】社会福祉法等改正案の概要（厚生労働省HP「社会福祉法等の一部を改正する法律案（平成27年4月3日提出）」より）

例は図2を参照）
 られていきます。（実施
 応じていくことが求め
 については率先して
 は満たされないニーズ
 じて制度や市場原理で
 して、地域の実情に
 業とする非営利法人と
 会福祉事業を主たる事
 社会福祉法人は、社
 容

①「地域における公益的な取組み」の実施内容

（2）求められる「地域における公益的な取組み」と社会福祉事業の充実

改正社会福祉法案における社会福祉法人制度の見直し

(1) 見直しの概要

改正社会福祉法案において、社会福祉法人制度については、福祉サービスの供給体制及び充実を図るた

め、次の項目について改革を行うこととされています。（図1参照）
 このうち（4）地域における公益的な取組を実施する責務」については、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、地域住民及び関係者の意見を聴き、実施に関する計画「社会福祉充実計画」を作成し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する責務として規定されています。

② 主たる社会福祉事業の充実と再評価

また、公益的な取組を実施するにあたり、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが公益性を維持する上で必要不可欠であり、まずは既に実施している社会福祉事業について、十分な取組を行うとともに、その評価を行う必要があります。

- ・地域住民のサロンや生涯学習の実施など、地域交流促進のための場の提供
- ・生計困難者等に対する利用者負担軽減
- ・特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- ・地域内の連携による福祉人材の育成
- ・複数法人の連携による災害時要援護者への支援
- ・地域における成年後見人等の受託
- ・生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
- ・低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- ・貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ・ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
- ・刑務所出所者への福祉的支援

【図2】地域における公益的な活動の実施例（平成26年7月「社会福祉法人制度の在り方について」検討会報告書より）

これからの「地域における公益的な取組」の実施に向けて

今回の法改正により、社会福祉法人は、今日の福祉制度における自らの位置と役割、経営のあり方を再認識するとともに、地域住民への説明責任を果たし、地域ニーズに応じた公益的活動を実施することが求められています。これは、新たな取組と同時に、これまでの法人運営の再評価を行うことともいえます。

「地域における公益的な取組み」は、単独法人の実施はもとより、複数の社会福祉法人による広域的な実施など、法人の運営状況や経営理念・方針、地域のニーズに応じ工夫をしながら実施・展開する必要があります。

なお、全社協・社会福祉施設協議会連絡会作成「社会福祉法人であることの自覚と実践」では、「地域における社会福祉法人の存在意義を明確にしていくためには、その実践をより見える形で発信していくことが必要である」と述べられています。地域に必要とされる社会福祉法人として存続していくために、地域に法人や施設の取組みを発信していくこともまた求められています。

特集

社会福祉法人に期待される地域貢献

県内社会福祉法人における地域貢献事業の実践

実践① 地域に必要とされる事業展開を

社会福祉法人花輪ふくし会(鹿角市)

花輪ふくし会の行っている地域貢献事業について、ハード・ソフトの両面から紹介いたします。

花輪ふくし会では、花輪・十和田・小坂地域の3つの市街地に「福祉コミュニティエリア」というひとつの敷地に複数の施設を配置して、様々なサービスの提供を展開しております。ここに「多世代交流スペース」、「高齢者グループリビング」という、制度には規定されておきませんが、地域の住民の皆様が必要とされる事業を行っております。

○「多世代交流スペース」の設置

はじめに、「多世代交流スペース」は、集会所や健康器具を備え、子供からお年寄りまで、地域の住民の皆様やサークル活動などの団



集会所は町内会やサークルの活動などに利用され、隣接する食事処（同法人運営）と共に町の拠点となっている



トレーニングルームは夜9時までオープンしているので、部活動帰りの学生が利用することも多い

体等が、自由に使える施設で利用料は頂いておりません。秋田県の中で鹿角地域は少子高齢化がもつ

とも進んでおり、このような地域で健康寿命を保つため、老若男女が気軽に集える場所が町の中に必要であると考えて整備をしました。

○「高齢者グループリビング」の運営

次に「高齢者グループリビング」は、自宅での生活が難しくなった高齢者が、早めに住み替えて暮らしていただける高齢者向けの共同住宅です。低所得者の独居高齢者等を対象としております。1か月の家賃は、生活保護を受けておられる方が28,000円、住民税が非課税の方は35,000円と、所得に応じて設定をしております。管理人を置かずに、同じ敷地



グループリビング内部。何気ない会話に笑顔があふれる

内に特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所を配置して、緊急事態にはそこから職員が駆けつけて対応する仕組みを取っております。

○高齢者の積極的な雇用も

また、花輪ふくし会では地域貢献の一環として高齢者の元気づくりと地域の活力の創造に寄与するため、60歳以上の高齢者を積極的に雇用しております。

花輪ふくし会が運営しております20か所の障がい者グループホームでの食事の提供や宿直、前述の多世代交流スペースの管理人や、高齢者グループリビングの掃除など、高齢者の皆さんに契約職員として労働の場を提供しております。鹿角地域では生産人口も減少している中で高齢者雇用を行っていくことは、地域の産業の一端を福祉で支えることになると考えております。





リンデンバウムいずみ（複合老人福祉施設）
特別養護老人ホーム、ケアハウス スプリングヒル、
ショートステイ、老人デイサービスセンター、
ヘルパーステーション、ケアプランセンター、地域包括支援センター



ウェルビューいずみ（福祉複合施設）
保育所、障害福祉サービスセンター、障害者就業・生活支援センター、
老人デイサービスセンター、生活支援ハウス、地域交流スペース

「地域包括支援センターリンデンバウム」では、地域を支える住民団体・医療・福祉・保健・警察・銀行など各

社会福祉法人いずみ会は平成12年に設立されました。複合老人福祉施設「リンデンバウムいずみ」と福祉複合施設「ウェルビューいずみ」の2施設を運営しています。法人の理念として「地域福祉への貢献」を掲げており、毎年作成する事業計画でも地域貢献を重視した方針を立てています。秋田市泉地区は地域活動が活発なところで、「泉の夏まつり」「泉の冬まつり」「泉の文化祭」など1年を通じて多彩なイベントがある。

実践② 地域の信頼と期待に
応える地域貢献
社会福祉法人いずみ会（秋田市）

ります。当法人も泉町内会連合会の一員として、イベントの実行委員会に加わり運営に協力しています。また、除雪作業などの町内会活動や各種イベントへ職員をできるだけ多く派遣するよう努めています。

○「地域交流スペース」

年間5千人以上が利用

「ウェルビューいずみ」では、地域住民の活動のためのスペース「交流プラザ」や会議室を開放しており、町内会の会議やコンサート、フリーマーケット、パソコン教室、陶芸教室「街角陶芸サロン」などに利用されています。平成26年度は約5,500人の利用がありました。



地域交流スペースでは様々なイベントを開催

団体・機関の連携を図るための地域ケア会議を開催しています。また、高齢者虐待などの権利擁護対応、認知症サポーターや介護・福祉に関する出前講座、高齢者見守り支援ネットワークづくりのための地域支援マップ作成、地域型はつらつくらぶなどの介護予防事業の実施、地域のケアマネジャー勉強会の開催など、地域福祉の充実・発展のため奮闘しています。

○地元の竿燈として喜ばれ

平成18年には「いずみ竿燈会」を立ち上げ、職員や地域住民、子

どもたちも会員になって活動しています。秋田竿燈祭りへの参加のほか、地域のイベントにも出演し、地元の竿燈として喜ばれています。地域貢献を理念に掲げて15年、地域の方と話すとき法人に対する期待が大きく、地域との信頼関係が築き上げられてきたことを実感しています。社会福祉法人の地域貢献が強く求められている今、これまでの貢献活動を継続するとともに、地域福祉の拠点施設として、今後の在り方についてさらに模索していく必要があると考えています。



「いずみ竿燈会」のメンバー

社会福祉関係の政策要望に伴う 意見交換を実施

秋田県地域福祉推進委員会の取組み

秋田県地域福祉推進委員会では、福祉団体から寄せられた全県的に取り組むべき課題を要望項目としてまとめ、県健康福祉部長あてに要望書を提出し、平成27年11月12日、県の関係各課長等と福祉関係団体による意見交換を行いました。この度、県から要望項目に対する回答がありましたので報告いたします。

福祉政策課関係

民生委員・児童委員が
活動しやすい環境整備の
推進について

地域課題の複雑・多様化も相まって、今日の民生委員・児童委員活動は、支援の困難性や活動量も増加している。

こうした活動量の多さや「負担感」の高まりによって、多くの地域で委員を引き受ける人材が見つからず、その選任が困難になっている状況がある。

更に、活動量の増加に伴い、民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、県及び市町村においても、地域福祉の担い手として期待される民生委員・児童委員への支援を積極的に行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の提言に基づき、活動環境の整備の一環

として、地方交付税の算定基礎（年額58,200円）を下回らない活動費の支給をお願いしたい。

【県福祉政策課の回答】

災害時の対応や生活困窮者自立支援制度等の新たな制度への対応など、民生委員・児童委員に対する期待が高まっているとともに、役割は広範多岐に亘り、困難性や活動量が増加している状況にあることは十分認識しております。

県では、民生委員・児童委員活動の基本となる各市町村の定数を決定するにあたり、各市町村と十分に協議した上で、必要な定数を確保してきたほか、平成25年度の一斉改選時には主任児童委員の年齢の上限を引き上げるなど、なり手不足解消に向けた取組を行うことなどにより、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に努めてきたところであります。

御要望の民生委員・児童委員の活動費については、地方交付税の算定基礎に、年額58,200円が計上されているものの、実際の民生委員定数ではなく、人口規模に応じて算定されているため、人口減少に伴い、民生委員に関する地方交付税額は年々減少傾向にあります。活動費については、平成21年度以来、現在の額を維持しております。

今後も、活動費の額を維持することと努めるとともに、民生委員・児童委員が十分な活動を行うことができるよう、地域の実情に応じた定数の設定や知識・技能を高めるための研修の実施など、必要な支援を行ってまいります。

生活困窮者自立支援制度の 広域連携推進とセーフティ ネットの体制整備について

4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標の一つに掲げ、既存の制度やサービスにつなぐだけでなく、新たな社会資源の開発も求められているが、町村においては、支援策を多様に作り出すためにも、就労先や支援機関など社会資源が集中する市部との広域連携が不可欠である。また、生活困窮者が抱える多様で複

合的な課題（就労、心身の不調、家計、家族など）に対して包括的かつ継続的な支援を進めていくうえで、自立相談支援事業以外の任意事業も併せて行う必要があるが、県内で就労準備支援事業は2市、家計相談支援事業は1市、学習支援は2市での実施にとどまっております。さらなる拡充が必要である。

こうした状況を踏まえ、県及び各市において、総合相談・生活支援の取組みを進めている市町村社会福祉協議会との緊密な連携を図りながら、市及び町村の広域連携推進と任意事業の実施拡大等により、地域におけるセーフティネットの体制整備に積極的に取り組むよう要望する。

【県福祉政策課の回答】

生活保護に至る前の段階で自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が本年4月に施行され、福祉事務所設置自治体により支援事業が実施されておりますが、全国的な傾向として、重要性、必要性は認識しながらも、自治体負担率が高いことなどによって、就労支援や家計相談、学習支援などの任意の事業を実施する自治体が少ない状況にあります。また、必須事業においても国庫基本額が低く運営に厳しさがあります。

こうしたことから、県としましては、この新たな制度が、セーフティネット

として持続可能な、実効あるものとするため、国に対して、必須事業の国庫負担基本額引き上げや、任意事業の補助率見直し等の必要な財政措置を要望していくとともに、町村部における生活困窮者の自立（出口）支援を効果的・効率的に行うことができるよう、社会資源が集中する市部と連携することや、地域における総合的な福祉相談・生活支援体制を構築することなどについて、検討してまいります。

●障害福祉課関係

地域生活支援の拠点等の整備について

秋田県内は障害者の地域移行に伴う受け皿が不十分な状況である。

国では、第4期障害福祉計画に係る基本指針の中で、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた「地域生活支援の拠点等の整備」を市町村及び障害福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画に盛り込むように求めているが、県の第4期障害福祉計画には「地域生活支援の拠点等の整備」の項目が盛り込まれていない。

また、障害者自立支援法によって定められた「地域活動支援センター」について、県内に設置されているセンターの運営主体はNPO法人が大半を占め、常勤職員が配置されている施設は半分に満たないなど運営基盤が脆弱な状況である。

このようなことから、次期第5期障害福祉計画に「地域生活支援の拠点整備」を盛り込んでいただくとともに、県から市町村に対し「地域活動支援センター」の設置と運営費補助の増額を働きかけていただきたい。

【県障害福祉課の回答】

地域生活支援拠点については、国から詳細な運営方法等が示されておらず、市町村の具体的な検討はこれからであるため、第4期秋田県障害福祉計画に目標値は設定できませんでした。

今後、国から具体的な設置要件や運営方法等が示され、市町村で整備が計画された際には、第5期秋田県障害福祉計画へ適切に反映するとともに、必要な支援をしてまいります。

また、地域活動支援センターの基礎的事業は地方交付税により措置されており、

さらに、市町村地域生活支援事業の中に「地域活動支援センター機能強化事業」が含まれており、事業形態や職員配置の要件を満たした際に補助金が交付される仕組みとなっております。

地域活動支援センターが実施する事業内容は、市町村や運営主体の意向が反映されることから、貴会から直接働きかけていただくことも有効と考えます。

県としては、今後も地域活動支援センターの運営を支援していくと

もに、市町村説明会等の際に、当事業について再度周知を図ってまいります。

●子育て支援課関係

里親支援専門相談員の配置と専門里親の開拓促進について

平成27年3月に県が策定した、「秋田県家庭的養護推進計画」では、里親委託率が全国平均より低く、委託率も低下している状況を踏まえ、平成31年度末の目標を平成26年度の約2倍となる12%以上を目指すとしている。

他県の例を見ても、児童相談所への専任の里親担当職員の設定や広報啓発活動などにより里親委託率を伸ばしていることから、目標を達成していくためにも、平成28年度末までに「里親支援専門相談員」を県北、県南に配置していただきたい。

また、障がいや虐待等様々な課題を抱えた児童も増えていることから、そのような児童を委託できる「専門里親」の開拓・育成を強化するため、県から「既に専門性を有している職域従事者」に対し「専門里親」登録を積極的にかかっている。また、障がいや虐待等様々な課題を抱えた児童も増えていることから、そのような児童を委託できる「専門里親」の開拓・育成を強化するため、県から「既に専門性を有している職域従事者」に対し「専門里親」登録を積極的にかかっている。

【県子育て支援課の回答】

里親支援専門相談員は、各施設における里親支援を担う要の職員であり、

里親委託を推進するためには、児童相談所の体制充実と一体的に取り組まなければならないと考えております。

関係の5施設では、平成31年度末までに全施設で配置する計画であり、前倒しで配置できるよう、様々な機会を捉えて働きかけているところです。

ただし、児童養護施設には、入所児童の安全・安心を確保するための新たな取組も検討していただいているところであり、各方面の取組を同時に進めることが難しいことも御理解いただきますようお願いいたします。

近年、社会的養護を要する児童に占める被虐待児が半数以上を占めることから、こうした児童を養育する里親には、より高い専門性が求められる状況にあります。

県では、専門里親の養成に当たり、研修受講者の負担軽減のため、これまでの研修受講料に加え今年度から旅費も負担しており、当面は、毎年3人程度の専門里親を養成する計画としております。

本県の置かれた状況からすれば、里親制度を広く周知し、里親制度に対する理解を拡げ、里親制度を支える裾野を拡げる必要があります。そのためにも、市町村社協などの各種団体へ出前講座に出向く計画であり、その一環として専門性を有する団体にも周知していきたいと考えております。

皆様の善意

【平成27年9月～12月末日現在】
◎一般金銭預託◎

- ・タプロス株式会社 様 300,000円
- ・秋田県火災共済協同組合 様 28,586円
- ・東部ガス株式会社 秋田支社 様 182,983円
- ・協和石油株式会社 様 200,000円



協和石油株式会社 様



タプロス株式会社 様



東部ガス株式会社秋田支社 様

◎善意銀行金銭預託◎

- ・県南魁青年部会 様 26,000円
- ・秋田県職員手形公舎2棟会 様 78,124円
- ↓秋田市社会福祉協議会へ
- ・秋田市曹洞宗 協心会 様 143,286円
- ↓歳末たすけあい募金へ
- ・秋田県卓球協会・チャリティー ラージボール大会参加者一同 様 120,000円
- ↓歳末たすけあい募金へ

◎物品預託◎

- ・北日本コンピューターサービス 株式会社 様
- ・スタンダードタイプ車椅子 9台
- ・リクライニング式車椅子 5台
- ↓県内市町村社会福祉協議会2カ所
- ・県内老人福祉施設12カ所
- ・株式会社秋田放送 様
- ・点字カレンダー 85部
- ↓県内の視覚障害者支援施設および



北日本コンピューターサービス株式会社 様



秋田県遊技業協同組合 様

団体3カ所へ

- ・秋田県遊技業協同組合 様
- ・リクライニング式車椅子6台
- ↓県内老人福祉施設6カ所へ
- ・秋田県写真協会 様
- 写真146枚
- ↓県内の福祉施設へ

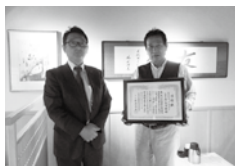


災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金

事業金銭預託◎

- ・株式会社 秋田デイトックライト 様 100,000円
- ・秋田県自動車販売店協会 様 39,410円
- ・損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 秋田支店 様
- ・JSA中核会秋田支部 様
- ・AIRオートクラブ秋田支部 様 71,200円
- (9月28日預託)
- 11,719円
- (12月3日預託)



合同会社ガーデンカンパニー様



株式会社デイトックライト様



秋田県労働福祉協議会様



秋田県バス協会様

- ・秋田県バス協会 様 122,050円
- ・秋田県トラック協会 様 200,381円
- ・デイリーヤマザキ湯沢関口店 お客様一同 様 5,829円
- ・合同会社ガーデンカンパニー 様 210,000円
- ・秋田春光懇話会 様 43,886円
- ・秋田市交通安全母の会 連絡協議会 様 7,860円
- ・ギャラリー杉 様 84,610円
- ・秋田県労働福祉協議会 様 100,000円
- ・協和石油株式会社 様 23,000円



ホー・プ・フル
秋田のうさん

- ・特定非営利活動法人
- ・特定非営利活動法人
- ・特定非営利活動法人
- ・特定非営利活動法人
- ・特定非営利活動法人

ワークし の の め

青垣 あんず ほのぼの

生命保険協会秋田県協会様（西
村 彰浩会長）から、社会貢献
活動の一環として、次の団体・
施設に軽自動車及び福祉募金を
寄贈頂きました。

◆災害遺児愛護基金給付金◆

◆見舞金 3件

300,000 円

◆ 激励金 38名

1,140,000 円

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動やボランティア団体活動の推進など地域福祉推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部

秋田市旭北栄町1-5

TEL
0
1
8
8
6
4
2
7
1
1

アフラックは医療保険契約件数12年連続No.1

平成15～26年版インシュアランス生命保険統計号

新登場

がん

急性心肌梗塞

脑卒中

重大疾病にも強くなった。

ちゃんと応える 医療保険

NEVER

〈通院ありプラン〉

がん・急性心筋梗塞・脳卒中(三大疾病)

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社 秋田支店

0120-712-816 0120-712-096

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

秋田支社

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3F

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

Aflac

AF広宣課-2015-0026-1507005 5月13日



『いきいきと過ごせるために』

(福) 榮寿苑福祉会
特別養護老人ホーム 「うたせ苑」
広報委員 居宅介護支援事業所
管理者 佐藤 良一

「東森山、西八郎潟、間の一日市、米どころよ〜」

毎年8月18日〜20日に一日市商店街で開催される、無形民俗文化財で秋田県三大盆踊りのひとつ一日市盆踊りと、コミカルな動きの願人踊り。ゆるキャラグラブプリで人気上昇中のニャンパチで元氣のある私たちの町、八郎潟町は秋田県で一番面積が小さく、人口6,225人で高齢化率も34.4%と、高齢人口の占める割合も年々増加しています。

特別養護老人ホームうたせ苑は町の北部にある高岡山を抱き、少し高台に位置しています。穏やかな環境の中で過ごしながら利用者様がいきいきと生活できるように、理学療法士の機能訓練に力を入れています。本人の自立に向けてと共に介護職員、看護職員の負担軽減を図ることも出ています。時にご家族様にもご好評いただいております。ケアプランの作成をするための担当者会議にも、ご家族の

参加率も多く交流を深めながら、色々な意見を交換することが出ています。併設施設として夕食サービスの好評な30人定員のデイサービス「うぐいすの里」自立した生活を支援するケアハウス「たかおか杜」在宅介護のエキスパート「居宅介護支援事業所」があり、ご利用者様や地域の皆様に喜んで頂けるように日々努力をしています。

地域の皆様との交流を大切にしている当苑は、一日市盆踊りには毎年、同じ法人の介護老人保健施設「榮寿苑」の職員と合同で参加し、団体優勝を何度も獲得するほどの成績を残しています。いかに歌と踊りが揃っているかが評価されるのですが、職員全員が町出身者ではないこともあり、盆踊りが近づくにつれて自然と職員同士が踊りの練習を始めながら衣装の準備をするほどの熱の入れようです。一度機会があったら、探してみてください。華麗な踊りを見ることが出来るでしょう。



一日市盆踊りに参加した職員

「やさしさを待っている人がいる。 秋田で介護のしごとを始めよう！」 ～秋田県介護職応援Webサイトオープン～

秋田県福祉保健人材・研修センターでは、秋田県からの受託事業として、介護現場に携わる皆さん、これから介護の仕事にチャレンジする皆さんを応援するため、「秋田県介護職応援Webサイト」を開設しました。

本サイトでは、介護現場で働いている方からのメッセージや介護の職場情報のほか、求人情報や研修情報など介護職の魅力を発信します。

どうぞご活用ください。

<http://kaigo.akitakenshakyo.or.jp/>

介護職 秋田

検索

問い合わせ先

【福祉人材無料職業紹介所】

(福) 秋田県社会福祉協議会

秋田県福祉保健人材・研修センター

秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 5 階

TEL 018-864-2880

メール jinzai@akitakenshakyo.or.jp



平成27年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

補償金額(保険金額)・保険料

		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額		4,000円
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)
年間保険料		基本タイプ	300円
		天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円
			650円

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (普通傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK14-16220 (2015.2.6))

シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、彼岸花、切り干し大根等の製作・製造に取り組んでいる大仙市の障がい福祉サービス事業所「まつくら」をご紹介します。



竹を割って茎を作り、ゴムを小さく切って軸の留め金に使用。この技術も、老人クラブから受け継いだ

障がい福祉サービス事業所「まつくら」は、大曲市福祉作業所を前身とし、旧松倉小学校を活用し開設されました。

「小学校は地域にとって大切な建物。移転してきたとき地域の皆さんには大変歓迎され、後援会まで作っていただきました。以来、地域の皆さんには大変お世話になっていきます。利用者が取り組む作業も地域の皆さんから提案頂いたものが多く、より利用者の適性に合わせた作業ができています」と高井慶蔵理事長は話します。

なかでも、冬期に最盛期を迎えるのが彼岸花づくり。もともと地域の

障がい福祉サービス事業所「まつくら」（佐藤悦子施設長）は、平成15年10月に社会福祉法人大曲市社会福祉協議会が運営主体となり開設、平成23年4月から社会福祉法人水交会に事業移譲されました。現在は就労継続支援B型事業（定員30名）・自立訓練（生活訓練）事業（同6名）を運営しています。

利用者や保護者の作業に対する想いは様々。『もつと働いて、親に何か買いたい』という利用者がいる一方、『自分のペースで社会と関わりを持ちながら生活したい』という方もいます。一人ひとりの持っている力

老人クラブで作っていたものを手伝ったことがきっかけとなり、今では施設が中心となり製作。現在では、年間約1,800本を製作・販売しています。材料は主にほおの木を使用。木を乾燥させた後、薄く削って花びらをつくり、丁寧に色付けしますが、各工程には繊細な作業が必要とされます。

また、切り干し大根と乾燥しいたけの製造も手がけ、特に切り干し大根は材料を利用者が育てて収穫しています。通常より太目にカットし、素材の風味を活かした切り干し大根は好評です。

近年では、かつて製作していた花火玉づくりのノウハウを活かした土産用の玉皮を製作するなど、新たな製品作りも実施。『花火の町大曲』をPRする化粧玉皮として、観光土産や贈答品に喜ばれています。

また、切り干し大根と乾燥しいたけの製造も手がけ、特に切り干し大根は材料を利用者が育てて収穫しています。通常より太目にカットし、素材の風味を活かした切り干し大根は好評です。

製品に関するお問い合わせ

社会福祉法人水交会
障がい福祉サービス事業所
『まつくら』

TEL 0187-66-1413

FAX 0187-66-1407

<http://www.suikoukai.or.jp/publics/index/29/>



切り干し大根と乾燥しいたけは、道の駅・スーパーのほか、イベントでも販売



(上) 完成した彼岸花
(下) 切り干し大根と乾燥しいたけ

を活かし、それぞれの願いを叶えていける場所でありたい」と佐藤施設長は話します。地域と利用者の思いを大切に、まつくらはますます活躍の場を広げていきます。